

定額減税しきれないと見込まれた方 等への追加の給付金

調整給付金

不足額
給付分

とは？

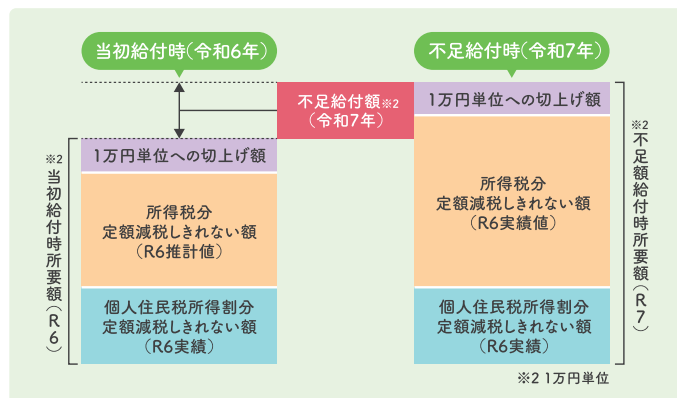
以下の事情により、当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。



不足額給付 - 1 原則申請の必要はありません

令和6年度当初調整給付は、迅速な給付のため、令和6年分所得税の確定を待たずに、「推計」した所得税額を用いて給付額を算定の上、給付を行いました。

この度、令和6年分所得税および定額減税の実績額が確定したことから、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給します。



給付対象となりうる例

- 1 令和5年中の所得に比べ、令和6年中の所得が減少した
- 2 子どもの出生等で、扶養親族等が令和6年中増加した
- 3 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、不足額給付時に一律対応することとされた方



不足額給付 - 2 申請が必要です

本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員※1にも該当しなかった者に対して、1人当たり原則4万円(定額)を支給します。

給付対象となりうる例

- 1 青色事業専従者、事業専従者(白色)
- 2 合計所得金額48万超の方



※1 ここでの「低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員」とは下記の世帯主・世帯員を指します。

- 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)
- 令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)
- 令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

詳しくは市のホームページをご覧ください

https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/12/teigaku_1.html

田村市調整給付金

検索

調整給付金
特設サイト



申請期限

不足額給付 - 1

令和7年11月28日 金

※郵送の場合は、当日消印有効

不足額給付 - 2

令和7年12月26日 金

※郵送の場合は、当日消印有効

⚠ 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金(調整給付金)の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください!

給付金の支給手続きについて

不足額給付-1

① 当初調整給付を受給し 口座情報が登録されている方

「給付金のお知らせ」を送付しますので、記載の
口座名義や口座番号等ご確認ください。

(提出書類等はありません)

② 当初調整給付を受給しておらず 口座情報が登録されていない方

「給付金支給確認書」を送付しますので、必要事項を
記載し本人確認書類及び通帳等のコピーを添付して
提出してください。

次の方は
右記QRコードより
申請してください

給付のお断りを
ご希望の方



振込先の変更を
ご希望の方



不足額給付-2

不足額給付-2に該当する方は申請が必要になります。申請書に記載されている「提出書類」をご確認ください。

申請に必要な書類



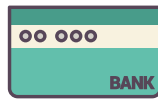
申請書

+



本人確認書類の
写し

+



口座確認書類

+



源泉徴収票
or
確定申告書

+



その他書類
※該当する方のみ

転入者の方

令和7年1月1日時点で田村市にお住まいの方で、令和6年中（令和6年1月2日から令和6年12月31日の間）に田村市に
転入された方は、給付要件を個別に確認する必要があることから申請が必要となります。

申請書に記載されている「提出書類」をご確認ください。

問い合わせ先

申請書の書き方や支給手続きに関すること

■ 田村市保健福祉部 社会福祉課 社会福祉係

TEL 0247-81-2273

午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

定額減税など受給要件に関すること

■ 田村市市民部 税務課 課税係

TEL 0247-81-2119

午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)